

## 長久手市障がい者自立支援協議会プロジェクトチーム設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市障がい者自立支援協議会プロジェクトチームの設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 障がい福祉施策の課題について専門的・集中的に検討するため、設置期間を定めた長久手市障がい者自立支援協議会プロジェクトチーム(以下「チーム」という。)を置く。

(組織等)

第3条 チームの構成員は、次に掲げる者のうち10名程度で組織することとし、事務局において選定する。

長久手市障がい者自立支援協議会の委員

市内の当事者団体等

市内の障害福祉サービス事業者

その他必要と認める者

2 チームを新設するときは、事務局会議において協議し又承認を得なければならない。

(リーダー等)

第4条 各チームにリーダーを置き、委員の互選によってこれを定める。

2 リーダーは、会務を総理する。

3 リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、リーダーがあらかじめ指名した委員がリーダーの職務を代理する。

(会議)

第5条 チームの会議は、リーダーが招集する。

2 チームの会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 チームの議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数であるときは、リーダーの決するところによる。

4 リーダーは、必要に応じて第3条に規定する委員以外の者を招集することができる。

( 庶務 )

第 6 条 チームの庶務は、事務局が行う。

( 守秘義務 )

第 7 条 チームに出席した者は、会議において知り得た個人に関する情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

( 雑則 )

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、チームに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。